

公立大学法人横浜市立大学職員の超過勤務手当及び休日給の支給割合を定める要綱

(超過勤務手当の支給割合)

第1条 公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程（公立大学法人横浜市立大学規程第1号。以下「規程」という。）第16条第1項の理事長が別に定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 規程第16条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 規程第16条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

(休日給の支給割合)

第2条 規程第20条第2項の理事長が定める割合は、100分の135とする。

附 則（平成28年3月29日人第1151号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。